(仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例案 (たたき台)

1.	前文		•	•	•	•	•	2 頁
2.	条例案	第1案	•	•	•	•	•	3 頁
3.	条例案	第2案	•	•	•	•	•	5 頁
4.	条例案	第1案と第2案の比較	•	•	•	•	•	7 頁

(仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例案 前文(たたき台)

(前文)

私たちのまち四万十町は、日本最後の清流といわれる四万十川の中流域を中心に、 太平洋を臨む海岸部から四国山脈に至る変化に富んだ地形と多彩な文化や歴史を併せ持つ自然豊かなまちです。

四万十川に代表される美しい豊かな自然と人々の暮らしが織りなす風景は、日本の原風景にたとえられ、重要文化的景観として国の重要文化財に指定されています。

本町は、空海が開いた四国霊場のお接待というお遍路文化や四万十川流域の多彩な自然環境など、特色ある自然と歴史・文化に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にし、人と自然が共生するまちづくりを進めてきました。

このような環境の中で育まれた、自然とふれあい季節感のある暮らし、大らかでぬくもりのある人間関係や歴史・文化も、見ようによっては、あまりに当たり前で、その有難さに気がつかないものです。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利は平等であると、国連で採択された世界人権宣言や日本国憲法で保障されている、私たちの人権も、意識しなければその大切さに気付きません。

子どものいじめや虐待、女性に対するDV、障害者や高齢者への人権侵害、最近では新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族に対する誹謗・中傷など、人と人とのつながりや社会の信頼関係を損なう問題が現実としてあります。

国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落 差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進に関する法律」を施行しました。

国連で2015年に開催されたサミットにおいて、長期的な開発の指針として「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択され、「SDGs」(エス・ディー・ジーズ)と呼ばれる「持続可能な開発目標」が定められました。SDGsでは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、ジェンダー平等の実現や人や国の不平等をなくし差別のない社会への取り組みは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして、国際社会の目標となっています。

四万十町は、このような社会の動きに合わせるとともに、地域に息づいている人と 人とのつながりや思いやりを大切にし、住民一人ひとりが尊重され、能力や個性を発 揮して生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指し、この条例を制定します。 (仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例案 第1案(たたき台)

(前文)・・・ 別紙

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町 民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要な 事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指す ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民 町の区域内(以下「町内」という。)に居住、勤務、在学及び滞在する者をいう。
 - (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えに基づいて行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町 民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的 に推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動にかかわる者の人権尊重の意識の 高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるもの とする。

(施策の推進)

- 第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第10条第1項に規定する四 万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援 を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

- 第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四 万十町人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(仮称) 四万十町人権尊重のまちづくり条例案 第2案 (たたき台)

(前文)・・・ 別紙

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町 民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要な 事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指す ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民 町の区域内(以下「町内」という。)に居住、勤務、在学及び滞在する者をいう。
 - (2) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町 民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的 に推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動にかかわる者の人権尊重の意識の 高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるもの とする。

(施策の推進)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を図り、 推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制等の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題に的確に応じるため、相談体制等の充実に努めるものとする。

(審議会)

- 第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四 万十町人権慎重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。